

「森林環境譲与税」と「みやぎ環境税」による取組について

R2.8 宮城県

- 森林環境譲与税は、自然的条件等から林産業として採算性がなく、これまで管理が行き届かなかった森林を市町村が集約し、管理していくための財源。
- みやぎ環境税は、森林所有者等が自発的かつ継続的に行う森林整備の支援への財源。

森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律
第34条第1項

森林の整備に関する施策

【対象の森林】

自然的条件等が厳しく、
林業経営に適さない森林

市町村による
公的な管理

→森林整備をしないと山崩れや風倒被害が発生



管理放棄された森林の適正な管理

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律
第34条第2項

その他の森林の整備の推進に関する施策 (人材育成・普及啓発・木材利用促進等)

税創設の趣旨に基づき、第1項の森林整備を実施することが最優先

みやぎ環境税

間伐等の森林整備の取組

【対象の森林】

自然的条件等がよく、
林業経営に適した森林

所有者（個人・法人）
による**自立的な管理**



【主な事業】

- 伐採更新の促進
(植栽、鳥獣害対策等)

森林の多面的機能の維持・強化

森林整備以外の取組

県の施策として実施する必要がある取組
(「広域性な実施の必要性」「専門技術の確保」「公益的機能の維持・強化」の観点)

【主な事業】

- 広域的・専門的な木材利用の促進
(CLT普及など)

両税の目的・役割を踏まえ、森林の公益的機能の持続的な発揮に向け効果的に活用